

## 当院の施設基準について

当院は、厚生労働省が定める以下の施設基準を満たした歯科医院として届出を行っております。

### ■歯科初診料の施設基準（歯初診）

届出番号：第 2496 号

患者さまに安心して治療を受けていただくため、院内の衛生管理を徹底しています。治療器具の滅菌・消毒を適切に行い、院内感染を防ぐための設備と体制を整えています。また、医療安全対策や緊急時の対応についても万全の準備をしています。

### ■歯科訪問診療の施設基準（歯訪問）

届出番号：第 892 号

ご自宅や施設で療養されている方、お身体が不自由で通院が困難な方のために、歯科医師がご自宅等へ訪問して診療を行う体制を整えています。必要な医療機器を携帯し、通院と同等の質の高い歯科治療をご提供いたします。

### ■歯科用 CAD/CAM 装置による補綴物の施設基準（歯 CAD）

届出番号：第 1562 号

コンピューター制御で精密な被せ物や詰め物を製作できる先進的な設備を導入しています。この技術により、白い歯の被せ物を保険診療でご提供できる範囲が広がり、より自然で美しい仕上がりの治療が可能です。

### ■かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（補管）

届出番号：第 4470 号

むし歯や歯周病の重症化を防ぎ、皆さまの歯の健康を長期的に守るため、予防・メンテナンスに力を入れている歯科医院です。継続的な口腔管理により、治療だけでなく予防にも重点を置いた診療を行っています。定期的なメンテナンスを保険診療で受けていただくことができます。

これらの施設基準は、一定の設備・技術・体制を満たした医療機関のみが厚生労働省に届出できるものです。

やまぐちデンタルクリニック

管理者（院長）山口勉